

一般財団法人 飯塚ザイン記念財団

定 款

【定款作成】令和7年12月1日

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人 飯塚ザイン記念財団(Iizuka-Thine Foundation)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は国際的な視野のもと、情報・量子・半導体・電子、生命、環境の分野に貢献する活動およびそれを支える人材の助成と顕彰を行い、当該分野の応用科学、工業の発展を目指し、日本及び世界を背負う研究人材、工学人材、指導者、リーダーを育成し、我が国および国際社会の健全な発展と人類の繁栄と幸福に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 当該分野に関わる中等および高等教育機関の学生および生徒の課外活動、各種イベント活動、海外活動の助成・顕彰
- (2) 当該分野の発展に貢献が期待できる研究テーマ、研究開発従事者の助成・顕彰
- (3) 当該分野の発展に寄与する研究テーマ、人材に関する調査
- (4) 当該分野の発展に寄与する情報の提供および交流
- (5) 前各号に掲げるものの他、本財団の目的を達成するために必要な事業
 - ② 前項の事業は、日本全国及び必要に応じ日本国外に於いて行うものとする。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- ② 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産

の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 6 財産目録

- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- ③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 3 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 その他法令で定める書類

第9条 この法人の資産の管理・運用は、代表理事が行い、その管理の方法は理事会の議決により定める財産管理運用規定によるものとする。

- ② この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- ② 評議員のうち、設立者、評議員、理事、監事と特殊の関係がある者の数は、評議員総数の3分の1を超えてはならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。但しその職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第4章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 貸借対照表及び損益計算書の承認
- 4 定款の変更
- 5 残余財産の処分
- 6 基本財産の処分又は除外の承認
- 7 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が書面または電磁的方法により招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選任する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、評議員会は、テレビ会議、電話会議その他の方法により、全ての評議員が同時に相互に意思疎通を行うことができる手段を用いて開催することができる。
- ③ 前項の方法により会議に参加した評議員は、当該評議員会に出席したものとみなす。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 1 監事の解任
 - 2 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 3 定款の変更
 - 4 基本財産の処分又は除外の承認
 - 5 その他法令で定められた事項
- ⑤ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- ⑥ 評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- ⑦ 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合にお

いて、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録により議事録を作成する。

- ② 評議員会の選任する署名人1名及び評議員会の議長は、前項の議事録が書面で作成された場合には記名押印し、電磁的記録により作成された場合には電子署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上7名迄
- 2 監事 1名以上3名迄
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。
- ③ 代表理事を含む理事のうち、1名以上を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 理事のうち、理事相互間又は理事と設立者その他これらの者と特殊の関係がある者の数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 監事のうち、監事相互間又は監事と理事、設立者その他これらの者と特殊の関係がある者の数は、監事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ③ 代表理事及び業務執行理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、業務執行理事に対しては、当法人の業務執行に係る職務の遂行に対する対価として、評議員会の決議により「役員報酬」を支給することができる。
- ③ 前項の役員報酬は、当法人と業務執行理事との間の委任関係に基づき支給するものであり、雇用関係に基づく給与には該当しない。
- ④ 業務執行理事に対する役員報酬の額及び支給方法は、評議員会の決議により定める。
- ⑤ 理事及び監事は、職務遂行のために支出した費用については、その実費を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 4 その他法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が書面または電磁的方法により招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事とする。

- ② 代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長の職を担う者を決定する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、理事会は、テレビ会議、電話会議その他の方法により、全ての理事が同時に相互に意思疎通を行うことができる手段を用いて開催することができる。
- ③ 前項の方法により会議に参加した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第33条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条の要件を満たしたときは、理事会へ報告することを要しない。

- ③ 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録により議事録を作成する。

- ② 議長及び出席した監事は、前項の議事録が書面で作成された場合には記名押印し、電磁的記録により作成された場合には電子署名する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定はこの定款の第3条、第4条、及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、公益社団法人及び公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告によって行う。

第9章 情報公開等

(情報公開等)

第39条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第10章 附 則

(設立者の氏名、住所及び拠出する財産)

第40条 この法人の設立者の氏名及び、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。

住所 東京都文京区西片二丁目7番13号

氏名 飯塚 哲哉

拠出する財産 現金 300万円

(設立時の役員等)

第41条 この法人の設立時評議員、設立時監事及び設立時理事は、次のとおりとする。

設立時評議員	五神 真
設立時評議員	大井川 和彦
設立時評議員	染谷 隆夫
設立時評議員	田中 (飯塚) 友紀子
設立時監事	渡邊 慎一
設立時理事	安田 洋史
設立時理事	杉田 幸雄
設立時理事	古澤 明
設立時理事	大場 淑郎
設立時理事	飯塚 哲哉

② この法人の設立時代表理事及び設立時業務執行理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 飯塚 哲哉

設立時業務執行理事 大場 淑郎

(最初の事業年度)

第42条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

② この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第7条の規定に関わらず、設立者の定めるところによる。

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人 飯塚ザイン記念財団を設立のため、設立者飯塚 哲哉の定款作成代理人である司法書士法人四谷エスクローアンドサーベイ(社員 阿部 昇)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年12月1日

設 立 者 住所 東京都文京区西片二丁目7番13号
氏名 飯塚 哲哉

上記設立者1名の定款作成代理人
東京都千代田区大手町二丁目2番1号
司法書士法人四谷エスクローアンドサーベイ
社員 阿部 昇